

協定項目第 19 号

資料 2 - 5

慣行の取扱い（前回提出済み資料）

1. 概略

各市町村には、名称とともに住民にとってなじみの深い市町村章、市町村民憲章、市町村の花、木、鳥、歌などがある。これらは各市町村まちまちであり、シンボルとして定められているが、法律に基づいて設けられたものではない。

《慣行の種類》

一般的に下記のものが慣行に含まれる。

- ・市町村章
- ・市町村の花、木、鳥、歌
- ・市町村の憲章、都市宣言

2. 多治見市・笠原町の現況

両市町の慣行は別紙のとおり。

3. 先進事例

【各務原市・川島町】

市章、シンボルマーク、市民憲章、市の木・市の花については、各務原市の現行のものを使用する。都市宣言については、両市町の現行のものを新市に継承する。

【田原市（田原町・赤羽根町）】

表彰制度もこの項目に含めている。

1. 市章、市民憲章、市の花・木等

当面、田原町の町章、町民憲章、町の花・木を用いるものとし、合併後、新たな市章、市民憲章、市の花・木の制定を検討するものとする。

2. 各種宣言

田原町の各種宣言を新市の各種宣言として用いるものとする。

3. 表彰制度

両町の現行制度を廃止し、新市において新たな制度の創設を検討するものとする。

【四日市市・楠町】

1. 市章については、四日市市の市章を適用する。

2. 市民憲章については、1市1町で内容が類似しており、四日市市の憲章を適用する。

3. 市の花・木については、四日市市の花「サルビア」と、両市町共通の木「くすのき」を適用する。

また、楠町の鳥「ゆりかもめ」を新たに市の鳥として適用する。

4. 都市宣言については、合併後、速やかに宣言の内容について検討する。

【鴻巣市・川里町】

1．市民憲章

鴻巣市の市民憲章を用いるものとする。川里町民憲章は、川里地区の憲章として承継していく。

2．市章

鴻巣市の市章を用いるものとする。

3．市の花・市の木

鴻巣市の「市の花」、「市の木」を用いるものとする。ただし、川里町の「町の花」、「町の木」については、川里地区の推奨の花、木として承継していく。

4．名誉市民制度等



名誉市民制度及び表彰制度は、鴻巣市の制度に統一するものとする。

5．都市宣言

鴻巣市の都市宣言を用いるものとする。

《多治見市・笠原町の慣行》

別紙

| 多 治 見 市 | 笠 原 町 |
|--|--|
| <p>1. 市町章</p>  <p>・意図 これは、桔梗の花に多の字を配した多治見市の市章です。桔梗は、美濃源氏土岐家の家紋であり、その一族南朝の忠臣多治見国長公の紋どころでもある。</p> <p>・制定日 昭和 56 年 2 月 1 日</p> <p>2. 市町の木 ・シデコブシ ・制定日 昭和 57 年 8 月 1 日</p> <p>3. 市町の花 ・キキョウ ・制定日 昭和 57 年 8 月 1 日</p> <p>4. 市町の歌 ・無</p> <p>5. 市町民憲章 1 めぐまれた資源を愛し、郷土の発展につとめましょう。 1 美しい環境をつくり、健康で住みよい都市にいたしましょう。 1 きまりを守り、明るい社会をつくりましょう。 1 教養を高め、文化のまちをきずきましょう。 1 お互いに助け合って、みんなの幸せを守りましょう。 ・制定日 昭和 37 年 7 月 31 日</p> <p>6. 都市宣言 (1) 安全都市宣言 ・制定日 昭和 37 年 2 月 8 日 (2) すこやかに育つ青少年都市宣言 ・制定日 昭和 41 年 5 月 6 日 (3) 明るく正しい選挙推進都市宣言 ・制定日 昭和 42 年 3 月 20 日</p> | <p>1. 市町章</p>  <p>・意図 笠原町の主産業であるモザイクタイルの六角形を基本に全町が和をもって、健康で明るく発展し、郷土意識をたかめるよう「笠」の字を図案化したものである。</p> <p>・制定日 昭和 43 年 1 月 23 日</p> <p>2. 市町の木 ・イチョウ ・制定日 昭和 58 年 9 月 20 日</p> <p>3. 市町の花 ・ツツジ ・制定日 昭和 58 年 9 月 20 日</p> <p>4. 市町の歌 ・笠原町民の歌 ・制定日 昭和 58 年 9 月 20 日</p> <p>5. 市町民憲章 1 みどりを育て、ふるさとの伝統を大切にしましょう。 1 健康で働き、明るい家庭をつくりましょう。 1 互いにあいさつをかわし、知性豊かな文化のまちをつくりましょう。 1 家庭、学校、社会が心を合わせ、青少年の育成につとめましょう。 1 きまりを守り、みんなの住みよいまちをつくりましょう。 ・制定日 昭和 58 年 9 月 20 日</p> <p>6. 都市宣言 (1) 安全都市宣言 ・制定日 昭和 37 年 2 月 18 日</p> |

《多治見市・笠原町の慣行》

| 多 治 見 市 | 笠 原 町 |
|--|-------|
| <p>(4) 人権擁護モデル都市宣言 ・ 制定日 昭和 51 年 7 月 21 日</p> <p>(5) 暴力追放都市宣言 ・ 制定日 昭和 54 年 6 月 25 日</p> <p>(6) 平和都市宣言 ・ 制定日 平成 2 年 9 月 28 日</p> <p>(7) ゆとり都市宣言 ・ 制定日 平成 4 年 3 月 23 日</p> <p>(8) 環境共生都市宣言 ・ 制定日 平成 10 年 12 月 22 日</p> <p>(9) たじみ健康都市宣言 ・ 制定日 平成 15 年 6 月 3 日</p> | |

協定項目第 19 号

慣行の取扱いについて提出する。

平成 16 年 8 月 24 日

多治見市・笠原町合併協議会
会長 多治見市長 西寺 雅也

慣行の取扱い

市章、市民憲章、都市宣言は、多治見市の現行のものを使用する。ただし、市民憲章は、新市において新たな憲章の制定も含めその内容を検討する。

市の木及び市の花は、両市町の現行のものを使用する。

笠原町民の歌は廃止し、笠原町地区の歌とする。